

舞鶴市ローカルベンチャー創生事業 拠点運営・スタートアップ支援業務 公募型プロポーザル実施要領

舞鶴市では、起業・創業機運の醸成を促進するため、拠点となるインキュベーション施設を整備・運営し、創業に意欲ある若者や技術人材を呼び込むとともに、市内企業との産学官連携によるイノベーションの創出を目的としている。本事業を通じて、独自の新しい技術やビジネスモデルを用いて成長を目指す「スタートアップ」や、地域に根ざした「ローカル・ゼブラ」を育成し、地域経済の起爆剤とするため、これらの拠点運営・スタートアップ支援業務を担う受託者を公募型プロポーザル方式により選定する。

1. 業務概要

(1) 業務名

舞鶴市ローカルベンチャー創生事業 拠点運営・スタートアップ支援業務

(2) 業務内容

別紙「舞鶴市ローカルベンチャー創生事業 拠点運営・スタートアップ支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から5年間

(4) 委託上限額

令和8年度：19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

期間全体：198,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- 令和8年度は、6か月分の運営費を想定したものであり、委託料の積算にあたっては、6か月分（年額の2分の1）を算出すること。
- 応募に要する経費は含まない（提案者の負担とする）。
- 選定された事業者に対しては、企画提案に基づき内容を調整の上、再度見積書の提出を求める。

2. 応募資格

次のいずれにも該当する法人または任意団体（共同事業体を含む）とする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 類似施設（コワーキングスペース、インキュベーション施設等）の運営実績、またはスタートアップ支援業務の受託実績を有すること。
- 本業務の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員、経営基盤、並びに十分な資金管理能力を有していること。
- 代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。

3. 質問方法及び質問送付先

本要領及び仕様書等に関する質問は次のとおり受け付ける。

受付期間 令和8年7月14日（火）正午

提出方法 質問書（指定様式）を添付の上、電子メールにて送付すること。件名は「【質問】ローカルベンチャー創生事業プロポーザル（事業者名）」とすること。

質問送付先 10. 問い合わせ先のメールアドレス (shoko-kanko@city.maizuru.lg.jp)

回答方法 質問者への個別回答は行わず、全ての質問及び回答を取りまとめ、舞鶴市のホームページ上にて令和8年7月15日（水）17時までに公表する。

4. 提案意向申請書の提出

提出期限 令和8年7月17日（金）17時

提出書類

- 提案意向申請書（指定様式）
- 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3か月以内のもの）
- 会社概要、過去の類似事業実績が確認できる資料
- その他、市長が特に必要と認める書類

提出方法 問い合わせ先へ直接持参または郵送（期限必着）

5. 提案書類の提出

提案書（指定様式）に、提案内容説明書類（任意様式）を添付して提出すること。

(1) 提案書（指定様式）

(2) 提案内容説明書類（任意様式。最大20ページ以内、片面印刷、左綴じ）

記載必須事項

- 実施体制、運営責任者の実績、知見、配置計画
- 施設選定案、整備計画（物件概要、選定理由、レイアウトイメージ等）
- 起業・創業支援、アントレプレナーシップ教育プログラム、イベント開催計画
- 地域連携、オープンイノベーション広報戦略
- 収支計画書及び自走化シミュレーション

初年度積算内訳：積算の算出根拠は必ず「6か月分（年額の1/2）」の運営費として一貫性を持たせること。

5か年計画：設定賃料、目標稼働率に基づく収支予測。6年目以降の民間自走化ロードマップ

(3) 当日投影用資料（任意、PDFデータ）

プレゼンテーション評価において、投影する資料がある場合のみ提出すること。

提出部数 正本1部、副本6部

(副本および当日投影資料には社名やロゴ等、事業者名を特定できる記述を掲載しないこと。)

提出期限 令和8年7月31日(金)正午

提出方法 問い合わせ先へ直接持参または郵送(期限必着)

当日投影資料はメール等により電子媒体で提出。

6. 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、舞鶴市ローカルベンチャー創生事業拠点運営・スタートアップ支援業務プロポーザル評価委員会において評価を行う。

(1) 評価方法

- ・提案資格の確認：提出書類の適格性及び応募資格要件への適合性を確認する。
- ・プレゼンテーション評価：提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、「(3) 評価基準」に基づいて評価を行う。
 - ① 発表時間等：1者あたりの発表時間は20分以内とし、その後、質疑応答を行う。
 - ② 投影資料等：発表時に資料の投影を行う場合は、「5. 提案書類の提出」時に提出され、かつ事業者名やロゴ当が特定されない状態に加工された資料のみ使用を認める。事前の提出がない資料や、事業者名が含まれる資料の当日持ち込み、投影は原則認めない。
- ・総合評価：上記の結果(以下「総合点」という。)を基に、最優秀提案者の候補者(以下「特定者」という。)を選定する。

(2) 特定者の選定基準

- ・失格者を除いた参加者のうち、総合点が最も高い者を特定者として選定する。
- ・最高点の者が複数いる場合は、提案金額が最も安価な者を特定者とする。なお、提案金額も同額の場合は、くじ引きにより特定者を決定する。
- ・上記の規定に関わらず、総合点が128点未満の場合は特定者として選定しない。
- ・プロポーザルへの参加者が1者のみの場合であっても、総合点が128点以上であり、かつ評価委員会が適当と認めた場合は、その者を特定者として選定する。

(3) 評価基準

評価大項目 (配点)	評価中項目	審査の着眼点・評価基準
1. 実施体制・実績 (55点)	(1)受託能力・実績 (2)人員配置・専門性	<ul style="list-style-type: none"> ●類似施設の運営実績やスタートアップ支援のノウハウを十分に有しているか。 ●1年以上の経験を持つコミュニティーマネージャーまたはその指導者の確保や中小企業診断士等の専門家の配置体制が明確か。
2. 拠点整備・運営計画 (45点)	(1)物件選定の妥当性 (2)空間設計・管理効率 (3)コミュニティ運営	<ul style="list-style-type: none"> ●提案物件の立地、規模、利便性が起業家や学生が集う拠点として適切かつ魅力的か。 ●仕様書のハード要件を満たした空間設計になっているか。 ●起業志向の若者・学生を的確にターゲットとし、単なる自習室化を防ぐ仕組みがあるか。
3. 支援・人材育成 (40点)	(1)伴走支援・イベント (2)舞鶴高専等連携	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン相談枠の構築や支援フローが実用的か。定期的・魅力的なイベント計画か。 ●舞鶴高専生への起業教育や市内企業との課題解決学習など、実現性の高い連携案か。
4. 地域連携・広報戦略 (40点)	(1)地域資源の活用 (2)投資家等の巻き込み	<ul style="list-style-type: none"> ●舞鶴市の地域資源や高専の技術シーズを活かした独自性があるか。 ●関西圏・全国の投資家や市外スタートアップを呼び込む、独自の広報発信・ネットワークがあるか。
5. 価格 (20点)	(1)イニシャルコスト及び運用コスト	<ul style="list-style-type: none"> ●イニシャルコスト（令和8年度）及びランニングコスト（5年間分）の見積額について、提案者のうち、最も低い価格を提示したものを満点として評価する。

7. 契約

- 契約の締結：特定者と提案内容を基本として仕様の細部について協議（仕様協議）を行い、合意に達した場合は速やかに業務委託契約を締結する。
- 契約期間及び予算条項：本業務は、インキュベーション施設に入居するスタートアップ企業の中長期的な育成支援等が必要不可欠であることから、5年間の長期継続契約を締結する予定としている。ただし、その場合においても、歳出予算の減額または不成立の場合、本仕様書に基づく契約の全部または一部を解除することがある。
- リスク管理・撤退条項：万が一、受託者の経営悪化等により事業継続が困難となった場合、民間テナントの原状回復義務や、入居しているスタートアップ企業の保護（移転支援等）について、受託者の責任と負担において完全に履行すること。

8. その他

- (1) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 公募への参加及び企画提案に要する費用は、提案事業者の自己負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とし、契約締結後であっても契約を解除することがある。
- (4) 審査の経過及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、舞鶴市が本事業の報告や公表の目的で無償使用できるものとする。

9. スケジュール

- 令和8年7月 7日 (火) 募集開始、要項の公表
- 令和8年7月14日 (火) 質問締切 (正午)
- 令和8年7月15日 (水) 回答公表 (17時まで)
- 令和8年7月17日 (金) 提案意向申請書の提出締切 (17時)
- 令和8年7月31日 (金) 提案書類の提出締切 (正午)
- 令和8年8月 3日 (月) プレゼンテーション評価の実施、特定者の決定
- 令和8年8月中旬 仕様協議、業務委託契約の締結

10. 問い合わせ先

舞鶴市 産業振興部 商工・観光振興課
〒625-8555
京都府舞鶴市字北吸1044番地
電話：0773-66-1021
E-mail：shoko-kanko@city.maizuru.lg.jp